

## 被扶養者に関する手続き

S U B A R U 健康保険組合

主として被保険者の収入で生計を維持する 75 歳未満\*で三親等内の親族は、健康保険組合から「被扶養者」の認定を受ければ健康保険の給付を受けることができます。

### 【被扶養者とは】

健康保険では被保険者だけでなく、被保険者に扶養されていて当健保組合に扶養認定された 75 歳未満\*（寝たきり等の場合は 65 歳未満）の家族にも保険給付を行っています。この家族のことを「被扶養者」といい、被扶養者として認定されるには「国内居住\*\*」の上、「被扶養者の範囲」「収入」について一定の条件を満たしている必要があります。

また、家族自身がパートなどで勤務先の健康保険に被保険者本人として加入している場合は、被扶養者にはなれません。（同時に二以上の健康保険に加入することはできません）

\* 75 歳以上（寝たきりの場合は 65 歳以上）の人は後期高齢者医療制度に加入となります。

\*\* 日本国内に住所を有していない場合、原則として被扶養者として認定されません。

（詳細については P4「被扶養者認定における国内居住要件の追加について」参照）

### 【被扶養者の範囲】

被扶養者とは、主として被保険者の収入によって生計を維持している者で、次の条件を満たし、保険者が認めたものとします。（次ページの図【被扶養者の範囲】をご参照ください）

#### (1) 被保険者と同居・別居を問わない者

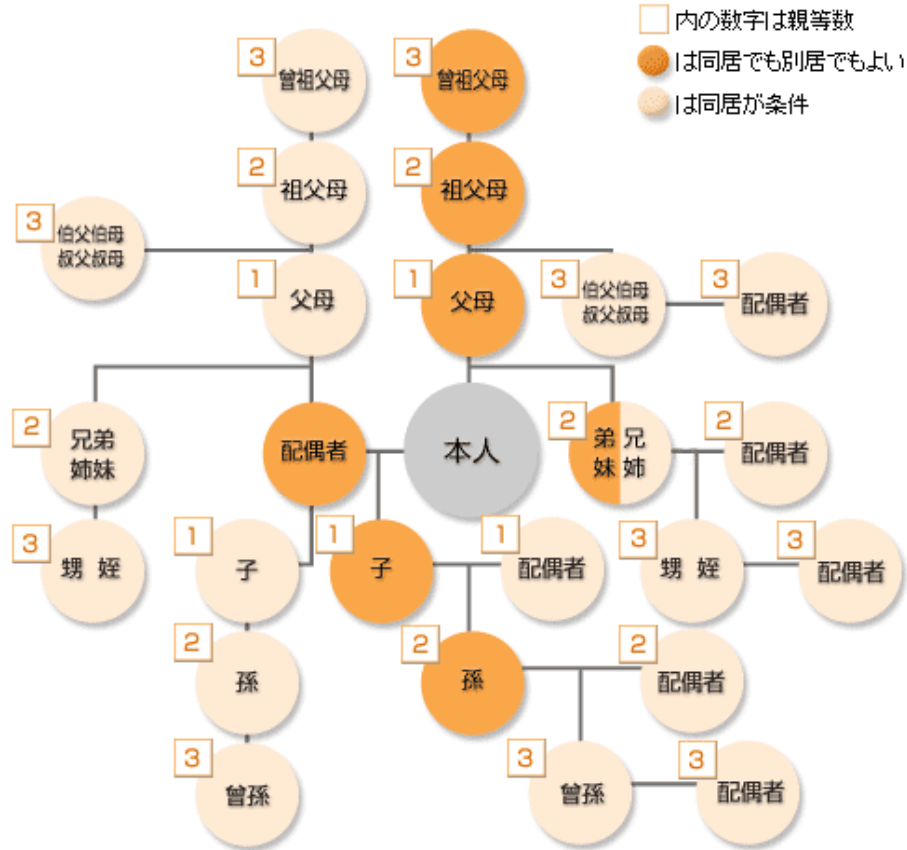
配偶者（内縁関係を含む）、子、孫、弟妹、父母、祖父母、曾祖父母

#### (2) 被保険者と同居が条件の者

上記以外の三親等内の血族とその配偶者、また配偶者の三親等内の血族

内縁関係にある者の父母および子、内縁関係にある者が死亡した後の父母および子

### 【被扶養者の範囲】



### 【被扶養者認定の考え方】

継続して被保険者の収入により生活の大半を維持されている方が認定対象となります。

自営業を営む方は、自ら事業経営を行う事を選択し、社会通念上、経済的に自立した存在であり、事業の結果全てに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した者となりますので、原則として国民健康保険へ加入してください。

実際の事業内容が、家督を相続し、細々と営んでる方や、きわめて零細な規模の事業を営んでいる方は認定対象者であるとみなします。

○収入がある者についての被扶養者の認定について（昭 52.4.6 保発第 9 号厚生省保険局長通知より）

「主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」に該当するか否かの判定は、専らその者の収入及び被保険者との関連における生活の実態を勘案して、保険者が行う取扱いとされる。

## 【被扶養者認定の基準】

原則としてその者の年間収入（または年収換算額）が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満であり、かつ次の条件のいずれかに該当すること。

### (1) 被保険者と同居している場合

その者の年間収入（または年収換算額）が被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であり、被保険者がその世帯の生計維持を果たしていると認められること。

### (2) 被保険者と同居していない（別居している）場合

- ・その者の年間収入（または年収換算額）が被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であり、被保険者からの援助による収入金額より少ないこと。
- ・援助額は月 6 万円以上であること。
- ・援助は毎月定期的に行っていること（賞与時等に一括は不可）。
- ・援助は証明ができる方法で行っていること（手渡しは不可）。

※被保険者が転勤、出向等、業務上の都合で本来同一の世帯に属する被扶養者と別居（いわゆる単身赴任）するときは、同一世帯にあるものとみなして取り扱う。

### (3) 失業保険・年金受給中の場合

収入が日額 3,612 円（60 歳以上・障がい者は日額 5,000 円）未満であること

## 【家族を新たに「被扶養者」にする際の提出書類】

被保険者は家族等の被扶養者認定を受ける際、認定条件を満たしていることを書類等により自ら証明しなければなりません。

このため、つぎの書類により申請し、家族の被扶養者の認定を受けてください。

### ① 健康保険被扶養者届

### ② 添付書類

添付書類については別紙「被扶養者認定に必要な添付書類一覧」を参照してください

- ・上記の書類に必要事項を記入し、必要な書類を添えて原則として事業主（勤務先）経由で届け出てください。（届の提出方法は各事業所により異なりますので、勤務先にご確認ください）届出には事業主の証明が必要です。健保組合への直接の送付はご遠慮ください。任意継続被保険者のみ健保組合に直接届け出てください。
- ・「申請理由」は直近の事由で申請してください。（例：退職日、婚姻日等）
- ・別紙「添付書類一覧」の書類以外に別途追加で書類の提出を求められることがあります。

・すべての事例について記載しきれないため、ご不明な点については健保組合本・支部にご相談ください。

※配偶者を被扶養者にするときは、「国民年金第3号被保険者届」を勤務先に提出してください。

国民年金第3号被保険者届に関するお問い合わせは勤務先の人事担当部署にお願いします。

※被扶養者の認定に関するご質問・ご相談は健保組合本・支部にお願いいたします。

#### 【被扶養者認定における国内居住要件の追加について】

2020年4月より、健康保険の被扶養者認定の要件に、国内居住要件が追加されました。日本国内に住所を有していない場合、原則として被扶養者の認定はされません。

#### (1) 国内居住要件の考え方について

住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

※住民票が日本国内にあっても、海外で就労している等、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、国内居住要件を満たさないと判断されます。

#### (2) 国内居住要件の例外となる場合

外国に一時的に留学している学生等、海外居住であっても日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、例外として国内居住要件を満たすこととされます。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

国内居住要件の例外となる方の被扶養者認定を受ける場合には、健康保険被扶養者届に「被扶養者国内居住要件例外届」および届に記載されている必要書類を添付してください。

※書類等が外国語で作成されている場合、翻訳者の署名がされた日本語訳も添付してください。

#### (3) 国内居住者であっても、被扶養者と認められない場合

医療滞在ビザで来日した方、観光・保養を目的としたロングステイビザで来日した方については、国内居住であっても被扶養者として認定されません。

## 被扶養者認定に必要な添付書類一覧

被保険者は家族の被扶養者認定を受ける際、認定条件を満たしていることを書類等で自ら証明しなければなりません。  
 このため被扶養者届の申請時に下記の書類を添付してください。（個人番号の取り扱いについては十分ご注意ください）

対象者	[番号]	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]	[11]	[12]	その他		
	対象者の状況に応じて添付する書類	住民票	所得証明書	退職確認	年金通知書 (写)	その他収入を証明する書類	離職票(写)	雇用保険に関する確認書	格者証(写)	雇用保険受給資格者証(写)	扶養家族認定調書	申請申立書	被扶養者申請申立書		直近3ヶ月間の給与明細書	※別居の場合送金証明
	入手先	市区町村窓口	勤務先の家族	年金事務所	勤務先の家族	H.P.健康保険	ワークハロー	H.P.健康保険	H.P.健康保険	勤務先の家族	金融機関等					
同居していてもよい人	配偶者	婚姻 ※1	○	○		▲						○		▲	直近3ヶ月の実績がない場合、雇用契約書の写しと1年間の給与見込み証明の写し	
		収入あり	○	○		▲	▲					○		▲		直近3ヶ月の実績がない場合、雇用契約書の写しと1年間の給与見込み証明の写し
		収入なし	○	○							○			▲		
		退職	○	○	○	▲		▲	▲	▲	○			▲		
	子孫	満16歳未満	○											▲		
		満16歳以上(学生)	○												[13]在学証明書	
		満16歳以上(無職他)	○	○		▲	▲				○	○	▲	▲		
	兄弟姉妹	満16歳以上(退職)	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	○	○		▲		
		満16歳以上(身体障害者及び疾病等)	○	○		▲	▲				○	○	▲	▲	[14]障がい者手帳の写または医師の診断書等	
	父母 祖父母	年金受給者	○	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	○			▲	▲	
年金非受給者		○	○	▲		▲	▲	▲	▲	○			▲	▲		
同居していなければならぬ人(上記以外)		○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	▲		必要に応じた書類		

この表で▲印の書類については該当する場合に提出が必要です。

被扶養者に申請する人が別居している場合は、上記のほか[12]送金証明を添付してください。  
 また国内居住要件の例外に該当する場合は、[17]被扶養者国内居住例外該当届と必要資料を添付してください。

※1 婚姻確認のため、住民票に加えて[16]婚姻届受理証明書または戸籍謄本等を提出してください。  
 また申請書や添付書類に新しい姓と旧姓が両方含まれている場合は、同一人物の確認のため提出が必要です。

- ◆ 被扶養者届の添付書類の詳細については次ページをご参照ください。（[ ]番号で対応しています）
- ◆ この表は原則として必要な添付書類であるため、状況によりさらに別の書類の提出を求められることがあります。
- ◆ ご不明な点は健保組合本・支部にお問合せください。

被扶養者の年収は、被保険者の年収の1/2未満で、かつ次の表の金額未満であることが必要です。

被扶養者の年齢	年収	月額	日額
60歳未満	130万円	108,334円	3,612円
60歳以上	180万円	150,000円	5,000円

## 被扶養者届の添付書類について

前ページの表に該当する場合は下記の書類を被扶養者届に添付して提出してください。

以下、被扶養者に申請する人を「対象者」と呼びます。

添付書類		書類の説明（提出いただく目的および注意事項）
[1]	住民票	住民票は、対象者と被保険者の続柄の確認および同居・別居の確認のために使用します。お住いの自治体で最新の住民票を取得して提出してください。住民票には世帯主名・続柄・個人番号の記載が必要で、取得する際に記載を指定しないと記載されませんのでご注意ください。なお、住民票の有効期限は発行日から3か月です。世帯全員の住民票が必要です。世帯主が被保険者でない場合など、住民票で続柄等が確認できない場合は戸籍謄本などを提出していただくことがあります。
[2]	所得証明書	所得証明書は対象者の収入状況を確認するために使用します。届出年の1月1日に居住していた自治体で対象者の所得証明書（所得額と課税額が記載されているもの）を取得して提出してください。収入がない方でも「0円」と金額の記載された所得証明書をご提出ください。金額の記載のない「非課税証明書」は受け付けておりません。給与以外の所得（自営業・不動産・農業所得など）も確認しますので、勤務先の源泉徴収票等を所得証明書の代わりに提出することはできません。
[3]	退職確認	対象者の退職を確認するため、[A] 退職証明書 [B] 退職日が記載された源泉徴収票（写） [C] 社会保険資格喪失（離脱）証明書（写）のいずれか1つ以上をご提出ください。（[C] は「雇用保険離職票—1」とは別の書類です）
[4]	年金通知書（写）	対象者が年金を受給されている場合に年金額を確認するために使用します。「年金改定通知書」、「年金裁定通知書」、「年金源泉徴収票」、「年金振込通知書」（いずれも直近のもの）でも可です。受給者氏名と年金額が分かるように写しを取って提出してください。年金通知書は受給されている年金および恩給の全種類について提出してください。
[5]	その他収入を証明する書類	収入金額の確認のため、必要により収入を証明する書類を提出していただくことがあります。
[6]	離職票 1 および 2（写）	対象者が退職された場合には、退職時に勤務先で発行した離職票（1 および 2）の写しを提出してください。
[7]	雇用保険に関する確認書	対象者が退職したが雇用保険失業給付を受給しない、または受給を延期されている場合には「雇用保険に関する確認書」を提出してください。
[8]	雇用保険受給資格者証（写）	対象者が退職後、雇用保険失業給付が終了して被扶養者にする場合には、受給終了を確認するため雇用保険受給資格者証（終了の記載があるもの）の写し（表裏両面）を提出してください。
[9]	扶養家族認定調書	対象者の収入状況、生活費の負担状況等を確認するため、扶養家族認定調書に記入の上、提出してください。認定調書に添付する書類については、別表を参照してください。
[10]	被扶養者申請申立書	対象者が満16歳以上で学生以外の場合は、現況と就労していない理由、将来の予定（就労できる条件・時期）について申立書に記入の上、提出してください。
[11]	直近3か月間の給与明細書（写）	対象者が現在も働いている場合は、収入金額の確認のため直近3か月間の給与明細を提出してください。直近3か月の給与（月額）が108,334円を超えている場合は今後1年間の収入見込みを勤務先が証明した文書（勤務先の押印が必要）を提出してください。

添付書類		書類の説明（提出いただく目的および注意事項）
[12]	送金証明	対象者が別居している場合は扶養の実態確認のため3か月間の送金証明を提出してください。直近3か月分の送金実績が記載された預金通帳の写し（送金金額、送金日、送金者、受取者、口座名等が分かること）等。
[13]	在学証明書	対象者が満16歳以上の学生の場合は、確認のため通学している学校で発行した在学証明書を取得して提出してください。 在学証明書に替えて学生証（写）の提出は認められません。
[14]	障がい者手帳（写）または医師の診断書等	対象者が満16歳以上の子で身体障がい者および疾病等がある場合は確認のため、障がい者手帳（写）、または医師の診断書を提出してください。
[15]	婚姻確認	対象者との婚姻関係を確認するため、住民票に加え、婚姻届受理証明書または婚姻が確認できる戸籍謄本等を提出してください。
[16]	被扶養者国内居住例外該当届	対象者が国内居住の例外に該当する場合（P4参照）には、「被扶養者国内居住要件例外該当届」に必要事項を記入し、届に記載されている必要資料を添付して提出してください。 届の用紙は健保HPからダウンロードできます。また、資料等が外国語で作成されている場合、翻訳者の署名がされた日本語訳も添付してください。

## 扶養家族認定調書の添付書類について

扶養家族認定調書の提出が必要な対象者で扶養家族認定調書第3項の「収入状況」で①～⑥のいずれかに該当する場合は、次のような書類を添付してください。

収入状況	添付書類	書類の説明（提出いただく目的および注意事項）
①	収入見込み証明または直近3か月の給与明細	対象者が働いている場合は、直近3か月の給与明細の写しまたは今後1年間の収入見込みを勤務先が証明した文書（勤務先の押印が必要）を添付してください。 （被扶養者届添付書類の[11]項参照）
②	雇用保険受給資格者証（写）	対象者が雇用保険の失業給付を受給している場合は、受給金額を確認するため雇用保険受給資格者証（表裏両面の写し）を添付してください。
③	休業補償の金額が判明する書類（写）	対象者が傷病手当金や休業損害補償を受給されている場合は、その金額が判明する公式書類の写しを提出してください。
④	年金・恩給金額が判明する書類（写）	対象者が老齢年金、障害年金、恩給等を受給されている場合は、年金額・恩給額が判明する公式文書等の写しを提出してください。
⑤	遺族年金額が判明する書類（写）	配偶者死別により、対象者が遺族年金を受給されている場合は、年金額が判明する公式文書等の写しを提出してください。受給されていない場合はその理由を必ずご記入ください。
⑥	自営業等の確定申告書（写）	自営業等を営んでいる対象者については、所得金額を確認するため当年度の確定申告書の写しを提出してください。確定申告書記載の経費のうち、健保で認めた直接的必要経費のみを経費として認めます。